

オープンカウンター方式による見積依頼について（共通事項）

- ・ 随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格を提示された事業者を契約の相手方とします。
- ・ **参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡ください。**

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承認が得られている者であること。

2 連絡先（見積書等の問い合わせ先及び提出先）

〒920-8553 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
中部管区警察局石川県情報通信部通信庶務課経理係
代表電話番号 076-225-0110 （内線6042）
FAX番号 076-225-0208
メールアドレス ishikawa.CGA@npa.go.jp

※ 説明等を受けるため来庁される場合は、事前に電話連絡をお願いします。事前連絡なしで来庁されますと、担当者が不在の場合があります。

3 見積書提出方法

以下のいずれかの方法により、締切日時必着で提出すること。

- (1) 電子調達システムによる場合
当該システムに定める手続きに従い提出してください。
なお、**当該システムによる場合は内訳書の添付が必須**となります。
- (2) 電子メールによる場合
2 連絡先に記載のメールアドレスへ送付の上、送付した旨を電話で連絡してください。
- (3) 郵送する場合
封筒の表に「**オープンカウンター見積書在中（件名記載）**」と記載し、2 連絡先に記載の宛先まで送付してください。
※ 見積書の様式は、各社の見積書で結構ですが、「**見積書記載要領**」の内容を満たしていなければ**無効**となりますのでご注意ください。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

- (1) 1 の資格を満たさない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書
- (2) 金額を訂正したもの
- (3) 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確なもの
- (4) 不当な価格のつり上げ又はつり下げ、談合等の背信又は連合と認められる見積書及びその疑いがある見積書
- (5) 同じ者から2 通以上提出された見積書
- (6) 提出期限までに到達しなかったもの

5 見積金額について

見積額は、各案件において特段の指示がない限り、当該案件の履行に要する一切の費用を見積もるものとし、**電子調達システム**により提出する場合は**消費税抜きの額**を記載してください。**電子調達システム以外**で提出する場合は、**消費税抜き額、消費税額及び消費税込み額をそれぞれ記載**してください。
なお、**消費税額に1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額**としてください。

6 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格を提示された事業者を契約の相手方とします。

同価格の見積書が2者以上ある場合には、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い、「くじ引き」により決定します。なお、電子調達システムで公表した案件については原則として当該システムを利用したくじ引きを行います。**くじ引きの際に利用する任意の3桁の数字について、電子調達システム以外により見積書を提出する場合でも、電子くじ番号として任意の3桁数字を必ず記載してください。**

7 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者にのみ連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期限後、上記2連絡先に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

8 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。(契約金額によっては作成を省略する場合があります。)

9 その他

(1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。

(2) 参加者不在の場合又は予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合には、別途選定した者への見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。

(3) 発注者の都合により、調達をとりやめる場合があります。

10 電子調達システムに関する問い合わせ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

時間 平日9:00~17:30

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/>

【見積書記載要領】

各社の任意様式で結構ですが、以下の吹き出し部分の内容は必須です。

見 積 書

提出日を記載

令和○年○月○日

宛名はこのとおり記載

中部管区警察局
石川県情報通信部長 殿

以下のとおりお見積します。

会社名、代表者名、
連絡先を記載

- ・紙媒体又は電子メールで提出する場合は、税込金額を記載。
- ・電子調達システムで提出する場合は、税抜金額をシステムに入力。

件名 ○○○○

住所 ○○県○○市○○町○-○
社名 ○○株式会社
代表者 代表取締役 ○○ ○○
連絡先 ○○○-○○○-○○○○
担当者 ○○ ○○
担当連絡先 ○○○-○○○-○○○○

金額 ￥○, ○○○, ○○○. -

担当者氏名（フルネーム）と担当者連絡先を記入してください。
※代表連絡先と同じ場合も記載

内訳

品番	品名	規格	数量	単価	金額	備考
1	○○○	○○○	○ 個	○○○	○○, ○○○	
2	○○○	品名、規格、単位は仕様書の記載に合わせてください。ただし、発注者側の許可を得て相当品により見積もる場合は相当品の規格を記載してください。 ※電子調達システムで見積書を提出する場合、内訳書の添付が必須となります。	○ 個	○○○	○○, ○○○	
3	○○○		○ 個	○○○	○○, ○○○	
4	○○○		○ 個	○○○	○○, ○○○	
5	○○○		○ 個	○○○	○○, ○○○	
			小計		○○, ○○○	
			消費税		○○, ○○○	
			合計		○○, ○○○	

消費税に1円未満の端数が生じる場合は切り捨てとしてください。

任意の3桁の数字を記入

電子くじ番号

見積依頼書

下記のとおり見積を依頼します。

令和8年7月21日

分任支出負担行為担当官
中部管区警察局石川県情報通信部長
山地 稔

記

1 案件内容

- | | | |
|-----|------|-------------------------|
| (1) | 件名 | 一般定期健康診断及び臨時の健康診断（単価契約） |
| (2) | 履行場所 | 金沢市内の別途協議で決定する場所 |
| (3) | 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで |
| (4) | 案件内容 | 別添仕様書のとおり |

2 仕様書の公開 公開

3 契約方式について 単価契約とし、締結にあたっては契約書（別添案のとおり）を取り交わすものとする。

4 見積書提出期限 令和8年8月3日（月）17時45分

仕 様 書

1 契約件名

一般定期健康診断及び臨時の健康診断

2 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年12月25日（金）まで

3 概要

人事院規則10－4（職員の保健及び安全保持）第20条、第21条に基づく定期健康診断等を実施する。

4 実施場所

別途協議で決定した場所（金沢市内とする）

5 対象者

中部管区警察局石川県情報通信部の職員（以下「職員」という。）

6 検査項目及び予定人数

一般定期健康診断等検査項目（別表）のとおり。

ただし、人数は見込であり実際の受診人数と異なる場合がある。

7 実施内容

- (1) 受注者は、発注者からの依頼に基づき、職員の一般定期健康診断（以下「健康診断」という。）を実施すること。
- (2) 受注者は、健康診断実施後、実施結果を速やかに発注者に提出すること。ただし、実施結果は発注者用及び健康診断受診者用とする。
また、個人結果通知票と同一内容の電子データ（総合判定、項目別判定を含む）を、全職員が健康診断実施後から4週間以内に外部記録媒体により提出すること。データのフォーマット（エクセル）については別途指示する。

8 個人情報の取扱い

別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

9 費用負担

- (1) 発注者（中部管区警察局石川県情報通信部）の費用負担は、第6項で定める一般定期健康診断等検査項目（別表）のうち、「○」で示す部分とする。
- (2) 同別表の「▲」で示す部分については、警察共済組合石川県支部が費用を負担する。詳細については、受注者と警察共済組合石川県支部で協議すること。

10 その他

- (1) 職員の年齢は、令和9年3月31日現在とする。
- (2) 健康診断実施に要する諸費用は、すべて受注者の負担とする。
- (3) 上記6項に示す検査項目を満たしつつ、より安価な方法で検査が実施できる場合は、検査項目以外の項目を含んで実施することを妨げない。
- (4) 健康診断の内容等については、秘密を保持すること。
- (5) 本仕様に明示なき事項について、健康診断の性格上当然なすべき事はこれを実施すること。
- (6) 健康診断は、警察業務に支障を与えないように注意すること。
- (7) 健康診断中に他の設備又は第三者に損害を与えた場合は、受注者において補修すること。
- (8) 受注者は、健康診断実施前に発注者と十分打ち合わせを行うこと。
- (9) その他健康診断及びその手続に関して疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議し、承認を受け、その指示によること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者（以下、「乙」という。）は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者（以下、「甲」という。）が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承認を得るものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(適正管理)

第9 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする

(資料等の返還等)

第10 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。

(第三者等からの回収)

第11 乙が、個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第12 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

(損害賠償)

第14 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

一般定期健康診断 検査項目

年齢はR09.03.31現在

人事院規則10－4 第20条(職員の保健及び安全保持)に基づく検査項目

検査項目		予定人数	内訳			備 考
			40歳未満 (除く35歳)	35歳	40歳以上	
1	既往歴及び業務歴	43人	○	○	○	
2	(1) 身長検査	43人	○	○	○	
	(2) 体重検査	43人	○	○	○	
	(3) 腹囲検査	43人	○	○	○	
	(4) 視力検査	43人	○	○	○	
	(5) 聴力検査	43人	○	○	○	
	(6) 肥満度の測定	43人	○	○	○	
3	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	43人	○	○	○	
4	胸部エックス線検査	43人	○	○	○	
5	喀痰細胞診	4人			○	50歳以上(問診の結果医師が必要でないと認める場合は除く)
6	(1) 血圧の測定	43人	○	○	○	
	(2) 血糖検査(空腹時血糖)	43人	▲(15)	○	○	
	(3) 尿中の蛋白及び糖の有無の検査	43人	○	○	○	
7	(1) 心電図検査	43人	▲(15)	○	○	
	(2) LDLコレステロール検査	43人	▲(15)	○	○	
	(3) HDLコレステロール検査	43人	▲(15)	○	○	
	(4) 中性脂肪検査	43人	▲(15)	○	○	
	(5) 貧血検査(血色素量、白血球数、赤血球数、ヘマトクリット)	43人	▲(15)	○	○	
8	胃の検査(エックス線)	4人			○	妊娠中の女子職員における場合は除く かつ50歳以上偶数年齢
	胃の検査(内視鏡)	8人			○	
9	肝機能検査(GOT(AST)、GPT(ALT)、 γ -GTP(γ -GT))	43人	▲(15)	○	○	
10	便潜血反応検査	28人			○	
総コレステロール		43人	▲	▲	▲	
腎機能検査(尿素)		43人	▲	▲	▲	
血糖検査(HbA1C)		43人	▲	▲	▲	
眼底検査		43人	▲	▲	▲	
腹部超音波		28人			▲	

臨時の健康診断 検査項目

人事院規則10－4 第21条(職員の保健及び安全保持)に基づく検査項目

検査項目			予定人数	費用負担
1		子宮頸がん検診	5人	○
2		乳がん検診	5人	○

単 価 契 約 書 (案)

- 1 件 名 一般定期健康診断及び臨時の健康診断
- 2 契約単価 別表「契約単価及び予定数量表」のとおり
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 3 予定数量 別表「契約単価及び予定数量表」のとおり
- 4 契約期間 自 令和 年 月 日
至 令和 8年 12月 25日
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住 所 石川県金沢市鞍月一丁目1番地
氏 名 分任支出負担行為担当官
中部管区警察局石川県情報通信部長
警察庁技官 山地 稔 印

受注者（乙） 住 所
氏 名

印

(目的)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記件名に関する業務を行い、甲を所管する官署支出官（以下「支出官」という。）は乙にその対価を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

2 甲は、第12条第1項の規定による契約解除の場合、本契約が甲乙合意により解除された場合又は本契約の履行が完了した場合は、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(業務の内容及び関連業務の調整)

第3条 業務の内容は仕様書等のとおりとする。

2 甲は、乙の実施する業務及び甲の発注に係る第三者の実施する他の業務が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

(臨機の処置)

第4条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由によって、業務が困難になった場合及びそのおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示を求めるものとする。

2 前項において、乙は、甲の指示を待つ時間がなく緊急を要する場合には、方法等を変更することができる。ただし、この場合は速やかに甲に届け出るものとする。

(危険負担)

第5条 業務中に生じた対象機器の滅失、き損及びその他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(検査)

第6条 乙は、業務の完了毎に必要な資料を添付して、甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に報告しなければならない。

3 前項による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく訂正し、再度検査を受けなければならない。

4 検査に必要な費用は乙の負担とする。

(料金の支払)

第7条 乙は、前条の検査に合格（履行完了）したときは、支出官に対し、請負代金の支払を請求することができる。ただし、請求は原則として1か月分の業務をとりまとめて

行うものとする。

- 2 支出官は、前項の適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内（以下「約定期間」という。）に支払わなければならない。
- 3 料金は頭書記載の契約単価に業務量を乗じて得た額の総額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

（契約金額の改定）

第8条 経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、契約金額の改定を希望する日の1箇月前までに、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その可否を決定するものとする。

（支払遅延利息）

- 第9条 支出官は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止）

- 第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる

義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
 - (2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、支出官が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、支出官がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（遅延賠償金）

- 第11条 乙は、甲の指定する履行期限内に業務を完了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査のうえ履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
- 3 前項に規定する遅延賠償金は、履行期限の翌日から完了日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

- 第12条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
 - ロ 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

- (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第13条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第21条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
 - (6) 乙が第22条に規定する個人情報取扱特記事項第17に該当する場合
- 4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法

第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第15条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第12条第4項、第14条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第12条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（契約不適合責任）

- 第16条 甲は、本件業務に関して、本契約の内容に適合しないものがあるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により損害が生じた場合は、乙にその損

害の賠償を請求することができる。

- 5 乙が実施した業務が契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙が、引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(再委託)

第17条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書等を示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に関する紛争は、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

- 第19条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第17条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。
- 2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第20条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第21条 暴力団排除条項を、別紙1において定める。

(個人情報の取扱い)

第22条 個人情報取扱に関する事項については、別紙2「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第23条 乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」、
(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進
・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第24条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再受託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなけ

ればならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

分任支出負担行為担当官 中部管区警察局石川県情報通信部長を「甲」、受注者を「乙」とし、個人情報取扱特記事項について、以下のとおりとする。

（個人情報保護の基本原則）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、担当者）

第3 乙は、本契約に基づく個人情報の取扱いの責任者及び業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、担当者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、担当者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（派遣労働者）

第4 乙は、本契約に基づく業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第5に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第5 乙は、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の制限等)

第6 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報を取扱う業務を再委託してはならない。

また、再委託する場合には、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社(会社法（平成17年法律第86号）第2条1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）との契約に本特記事項と同様の内容を定めるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第11項に規定する個人番号関係事務を再委託する場合は、より厳格に再委託先において個人情報の適切な管理が図られることを確認しなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(収集の制限)

第7 乙は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(従事者への周知)

第9 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、本契約に基づく業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約に基づく業務を行うことにより知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して損害賠償の請求がなされる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、個人情報の保護を徹底しなければならない。

(従事者の監督)

第10 乙は、従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

2 乙は、本契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う従事者の範囲を限定するものとし、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、従事者が退職する場合、当該従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(複写又は複製及び加工の禁止)

第11 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等について、当該業務処理に必要な範囲を超えて複写し、又は複製及び加工してはならない。

（個人情報の安全管理）

第12 乙は、本契約に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き渡された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、滅失及び改ざん（以下「漏えい等」という。）することのないよう、甲が示す方法により、個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等とその内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を講じなければならない。

（個人情報の帰属及び廃棄又は消去）

第13 本契約に基づく業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、全て甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第14 乙は、本契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに詳細を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

（安全管理の確認、検査）

第15 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が、法及び本特記事項の規定に基づき適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は、必要と認めたとき、乙に対して個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

- 2 甲は、本契約に基づく業務の処理に伴う個人情報の秘匿性等とその内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年に1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 3 前2項の規定は、オンラインによる検査を実施することを妨げない。

(改善の指示)

第16 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、乙に対し、その理由を書面により通知し、かつ、説明した上で、安全管理措置の改善を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

第17 甲は、乙が法及び本特記事項に定める義務を果たさない場合は、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるとともに、必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、法及び本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合は、甲にその損害を賠償しなければならない。